

都市計画課長 柏木克紀 都市整備課長 井上 昇
産業振興課長 中村 睦 会計管理者
（兼）出納室長 石井直樹
参事（兼） 田中栄之 生涯学習課長 田代孝和
学校教育課長

○議会事務局

事務局 長 遠藤直紀 書 記 大澤有以

○議長（山本研一）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより令和6年5月随時会議を開会いたします。

午前9時00分 開議

○議長（山本研一）

5月随時会議の議事日程（案）につきましては、本日開催されました議会運営委員会において決定されたものです。

お手元に送付のとおりで、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

御異議なしと認め、5月随時会議の議事日程につきましては、議事日程表のとおりと決定いたしました。

直ちに日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。開成町議会会議規則第122条の規定により、議長において、2番、吉田敏郎議員、3番、石田史行議員の両名を指名します。

日程第2 議案第28号 工事請負契約の締結について（令和6年度開成町開成町民センター老朽化対策工事）についてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

おはようございます。

提案理由。令和6年度開成町民センター老朽化対策工事の工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

それでは議案第28号の表紙を御覧ください。

議案第28号 工事請負契約の締結について（令和6年度開成町民センター老朽化対策工事）。

令和6年度開成町民センター老朽化対策工事について、次のとおり請負契約を締結する。

- 1、契約の目的、令和6年度開成町民センター老朽化対策工事。
- 2、契約の方法、一般競争入札。

3、契約金額、一金としまして、2億4,970万円と。うち取引に係る消費税額及び地方消費税額については2,270万円。

4、契約の相手方ですが、神奈川県厚木市恩名1-6-59OMビル4階、同郷建設株式会社、代表取締役、岡本勇二。

5、工期は、議会議決の日から令和7年2月28日まで。

令和6年5月22日提出。開成町長、山神裕。

本議案は、令和6年度開成町民センター老朽化対策工事について、請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

事業の概要について御説明申し上げます。次ページを御覧ください。

本事業では、工事の概要に記載されております工事を実施します。主な内容としましては、屋上の防水機能の更新それと授乳室の新設、外壁のシーリングの打ち替えなどとなっております。

説明は以上でございます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

今回、この議案が出るに当たって、ちょっと質問したいと思っておりますけれども、こちらの入札日が4月25日になっております。そして、今日5月22日に随時会議ということであります。

約一月弱ですけれども、この今日の随時会議に議案を出すということに対して、もう少し早くに出せなかったのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山本研一）

財務課長。

○財務課長（高島大明）

財務課、高島です。ただいまの議員の質問にお答えさせていただきます。

こちらの工事につきましては、議員おっしゃるとおり入札日については4月25日に開札をして候補者を決定しております。

こちらにつきましては、その後、相手方に対してのヒアリング等、こちらの準備も行いまして、また契約の準備を進めまして、実際の仮契約なんですけれども、こちらにつきましては、少々お待ちください。5月8日に仮契約を行っておるものですので、その後に、本日、実際、議会のほうに付させていただいているというところですので、特にスケジュール的にはそんなに遅いものではないのかなと考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

答弁ありがとうございます。私が質問したのは、この町民センターの利活用、再利用、町民の方も非常に待ち望んでいることと思います。

こうすることで、少しでも早くこういうことを、議会の議決から工事が始まりますので、少しでも早くできたほうがいいのかなどというところで質問しました。

今、仮契約が5月10日ということですので、それから2週間ぐらいでそんな遅くはないことは承知しておりますけれども、少しでもできればねと思っておりますので、これからもよろしく申し上げます。

○議長（山本研一）

10日とおっしゃいましたけれど、8日ですので、訂正をお願いいたします。

○2番（吉田敏郎）

失礼しました。私、今5月10日と言いましたが、5月8日ということで、訂正させていただきます。

○議長（山本研一）

ほかに質疑ございませんか。

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

11番、前田せつよでございます。

工事請負契約ということで、厚木市の同郷建設株式会社さんが決まったと、私もホームページ拝見させていただきますと、様々多方面にわたりまして実績も多くあるというところで改修工事、新築工事等々あるわけでございますけれども、提案者の執行側といたしまして、この同郷建設株式会社さんの主な実績相当を鑑みた形でここに至ったと想像するわけでございますけれども、その辺もう一重この会社の今の状況等々を含めた形で、もう一重の御説明いただければと存じます。

○議長（山本研一）

財務課長。

○財務課長（高島大明）

ただいまの議員の質問にお答えさせていただきます。こちらの会社さんにつきましては、やはり厚木にある業者ということで、なかなかちょっと県西部の我々にとってちょっと何かなじみが薄い業者さんなのかなという印象を持たれる方もいらっしゃるのかなとは思いますが、こちらの会社さんなんですけど、まず候補者が決まった段階で、財務課でヒアリングを実際に業務遂行能力として大丈夫かというところ等、ヒアリングを行わせていただいております、そこら辺のところについては、問題がないというところは確認しております。

こちらの会社さんにつきましては、やはり、厚木ですとか実際の工事場所というところで言うと、厚木ですとか座間とか、県央のほうのところでも多く工事されているところと、発注者として具体的な自治体名はちょっと言っていないかどうか分からないのであれなんですけれども、やっぱり県央の自治体さんですとか、あと

国ですとか県ですとかというところを、近年、過去数年分、令和元年分ぐらいまで、工事内容を確認しているんですけども、そういったところで例年工事を請け負っているような業者さんということで、こちらについては、ちょっと繰り返しになってしまうんですけども、そこまで確認した上で問題がない業者さんだということで認識しております。

以上です。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

11番、前田せつよでございます。

9か月にわたる工期になるわけでございます。また、町民センターという立地から、町民の方が多くおいでになるようなエリアでもございますので、十分に無事故という形の中で御対応していただくように、業者さんと町側で連携を密にしながら無事故の工事をお願いしたいと思います。

○議長（山本研一）

答弁はよろしいですか。

○11番（前田せつよ）

はい。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

9番、佐々木昇です。

ちょっと確認させていただきたいんですけども、工事の概要のところ、10番、前各号のほか必要な改修工事を行うというような記載がございますけれども、この辺もちょっと詳細な説明ができればよろしくお願いします。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

ただいまの議員の御質問にお答えいたします。こちらに記載させていただいたものについては、今回の工事が金額の大きなものから本当に微細なものまで多岐にわたる項目がございます。

その中で、工事概要については工事金額の大きなもの、また新たに住民サービス機能が付加される授乳室といったような、こういったものについて記載をさせていただいたところです。

御質問のほかという部分に関しては、例えばですが、和室の畳の交換、そのほかに大会議室脇にイスを収納するスペースがあるんですけども、その引き出しの取っ手の部分、その表面の部分の板がもう大分劣化していますので、その辺の交換だとか、

その他雨漏り修繕だとか、挙げるとかなりの数になってしまうんですが、そのようなものがございます。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

ありがとうございます。私気にしていたのが、不確定的なところ、やはりちょっと工期も長くて大きな工事なので、工事やっている最中に何か起こったときの対応的なところもあるのかなというところで気にしてたんですけども。今答弁いただいた中では、現段階で確定的な工事の細かいところだということの認識でよろしいですね。それだったら、私も分かりますので、その辺もう1回だけ確認、確定的な工事ということでよろしいですね。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

ただいま議員がおっしゃられたとおり、確定的な工事ということになります。

以上です。

○議長（山本研一）

佐々木議員、よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

5番、武井です。

イメージしていたよりも工期は長いなど。今まで昨年度やってきた中で、またさらにというところで、工事自体は徹底してやるというところは分かるんですけどもやはり工期が長くなっていくというところで、町民の皆さんが一番気になる場所というのは、今、臨時図書館という形でやっていますけども、その辺りのサポートというのは、もしかしたら直接この質問に関係ないのかもしれませんが、町民の皆さんの関心が大きいというところで、何かあればと思いますが、よろしくお願ひします。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

ただいまの議員の御質問にお答えいたします。臨時図書室の現在の状況としましては、昨年12月に設置して以来、月を追うごとに利用者数が増えている状況でございます。庁舎に寄ったついでに、今まで図書室に寄ったことがないという方が利用してくださるようなところも出てきておりますので、臨時図書室の評判としてはかなりよいところがございますので、これを図書室そのものの工事後の営業につな

げていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

それではただいまの質問に少し補足をさせていただきたいと思います。議員御発言のように、いわゆる工事のハードの部分については、工事監督もつけますのでしっかりとやっていくというのがまず1点目。

それ以外のいわゆる使い方の部分については、こちら継続2年目になりますので、御不便をおかけするという事は変わらないわけですけれども、1年間やった中で気づいた点もございますので、改善をしながらという点で、ただいま課長申し上げた臨時図書室等はその一例でございましてけれども、これからもやっていく中で必要な事項があれば対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、先ほどの佐々木議員の御質問の中で、別の工事で何があるのという話でいうと、1つ付け加えますと、やはり工事をしていく中で例えば防水工事、表面的なところだけ直そうと思ったけれども、実は躯体も少しひびが入っているというようなときには、その補修も入りますので、変更契約を要しないようないわゆる工事が発生した場合にこの中で対応していくというようなお考えでいただければと思います。

○議長（山本研一）

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第28号 工事請負契約の締結について（令和6年度開成町開成町民センター老朽化対策工事）、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（開成町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて）を議題とします。

説明を担当課長に求めます。

こども課長。

○こども課長（田中美津子）

それでは、報告第1号 開成町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分について、御説明させていただきます。

恐れ入りますが、2ページの専決処分書を御覧ください。

町長の専決処分事項に関する条例の規定により指定された町長の専決処分事項について、令和6年3月28日付で専決処分を行ったものでございます。

ページ下の部分を御覧ください。専決処分の内容でございます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、同法の条項を引用する規定を整理する必要があるため、別紙のとおり開成町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定を行ったものでございます。

1ページお進みいただき、3ページを御覧ください。

専決処分書により、令和6年3月28日に公布した開成町条例第13号 開成町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例でございます。

専決処分の内容ですが、これまで保護命令として、接近禁止命令と退去命令が改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項に規定されていましたが、接近禁止命令の要件等の改正に伴い、改正後の同法では、第10条第1項と第10条の2に分かれて規定されることとなりました。

これに伴い、保護命令に関して、下線部分第10条第1項を引用している箇所を、第10条第1項または第10条の2に改正したものでございます。

一部改正条例の施行日は法律法律の施行日に合わせまして、令和6年4月1日としております。

説明は以上でございます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、報告第1号 専決処分の報告について（開成町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて）を終了します。

日程第4 報告第2号 専決処分の報告について（開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて）を議題とします。

説明を担当課長に求めます。

税務窓口課長。

○税務窓口課長（奥津亮一）

それでは、報告第2号 開成町税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決

処分について御説明させていただきます。

ファイルにつきましては、03報告第2号専決処分の報告についてになります。

恐れ入ります。2ページの専決処分書を御覧ください。

町長の専決処分事項に関する条例の規定により指定された町長の専決処分事項について、令和6年3月30日付で専決処分を行ったものでございます。

まず、専決処分の経緯について御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日に施行されました。この法律改正に伴い、開成町税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、町長の専決処分事項に関する条例の規定に基づき改正したものでございます。

次に条例改正の概要について御説明申し上げます。内容といたしましては、固定資産税の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等の負担調整措置の仕組みについて、令和6年度から令和8年度までの間、現行制度を延長するものでございます。

1ページおめくりいただいて、3ページを御覧ください。

開成町税条例の一部を改正する条例でございます。

開成町条例第14号 開成町税条例の一部を改正する条例。

開成町税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表を御覧いただいて、右が改正前、左が改正後となります。

附則第7項の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の経過措置を、令和6年度から令和8年度までの間延長するため根拠法及び適用年度を改正するものでございます。

続いて附則でございます。

第1項は、施行期日で、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

第2項は、経過措置で、改正後の附則第7項の規定については、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産については従前の例によるものといたします。

説明は以上となります。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、報告第2号 専決処分の報告について（開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて）を終了します。

日程第5 報告第3号 専決処分の報告について（開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて）を議題とします。

説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

それでは、報告第3号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分について、御説明させていただきます。

資料は、04報告第3号専決処分の報告についてを御用意ください。

恐れ入りますが、2ページ目の専決処分書を御覧ください。

町長の専決処分事項に関する条例の規定により、指定された町長の専決処分事項について令和6年3月30日付で専決処分したものでございます。

まず、専決処分の経緯について御説明申し上げます。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、本年1月26日に公布され、同年4月1日に施行となりました。これを受け、地方税法の一部を改正する法律等が、同年3月30日に公布、4月1日に施行され、この一部改正に伴い、開成町国民健康保険税の軽減対象となる世帯の所得判定基準を改正する必要があるため、町長の専決処分事項に関する条例の規定に基づき、開成町国民健康保険税条例の一部を改正したものでございます。

次に、条例改正の概要について御説明いたします。

国民健康保険税では、低所得者に対する軽減措置として、所得に応じて応益分を7割、5割、2割軽減する仕組みがあり、軽減分は公費で賄われます。

今回の改正による国民健康保険税の軽減判定所得基準額の引上げは、低所得者の5割軽減と2割軽減の基準額を引き上げるもので、5割軽減の対象となる世帯の判定所得の算定において、被保険者数に乘じる金額を29万円から5,000円引き上げ29万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者数に乘じる金額を53万5,000円から1万円引き上げ54万5,000円と、地方税法に準じて改正いたしました。

なお、この基準額引上げによる影響額は9世帯約23万6,000円の減収となる見込みです。

それでは次のページ、開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を御覧ください。

開成町条例第15号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

開成町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。左側が改正後、右側が改正前の条例でございます。

条例第24条、国民健康保険税の減額、第2項が5割軽減に該当する条文で、このページの下から3行目、29万円を29万5,000円に改正しております。

次のページ、3項が2割軽減に該当する条文で53万5,000円を54万5,000円に改正したものでございます。

附則でございます。

一部改正条例の施行日は、法律の施行日に合わせまして、令和6年4月1日でご

ございます。

経過措置といたしまして、この規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税について、従前の例によるとしています。

報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、報告第3号 専決処分の報告について（開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて）を終了します。

以上をもちまして、本5月随時会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。これにて散会をいたします。

皆様大変お疲れさまでした。

午前9時30分 散会

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証する。

開成町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員